

伯耆町区長協議会規約

(名称)

第1条 本会は、伯耆町区長協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、伯耆町内における自治会（集落）の相互の連携と親睦を図るとともに、その共通の問題の解決に向けた協議を行い、住民自治意識の高揚と地域社会福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡調整及び意見交換
- (2) 住民生活の安全及び環境美化の推進
- (3) 町政への協力、要望・提案
- (4) 災害時等における相互応援
- (5) 自治会・地域の振興のための研修会
- (6) 地域活性化に関する調査・研究・協議
- (7) 社会福祉事業の推進
- (8) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事業

(組織)

第4条 協議会は、自治会の区長及び複数の自治会で構成する連合区の代表者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 3名

2 役員は自治会の区長の互選により、各地区（八郷・大幡・幡郷・二部・日光・溝口）から1名ずつ選出し、会長・副会長は選出された役員の内互選により決定する。ただし、副会長は岸本地域及び溝口地域からそれぞれ1名ずつ選出する。

3 会長は、協議会を代表し、総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 役員の内任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。ただし、任期が満了した場合において、新たに会長が選出されるまでは、町長が招集し、議長は区長の中から選出する。

2 会議は、毎年1月・4月・12月に定例会を行い、会長が必要と認めたときは役員会を開催する。また、区長の3分の1以上の者から招集の請求があるときは、会長は、臨時会を招集しなければならない。

3 会長は、会議に町執行者等の出席を求め、町行政について説明または意見を聴くことができる。

(会費)

第7条 協議会に属する自治会は、会費として伯耆町地域自治活動交付金の0.5%を、毎年納入しなければならない。ただし、1円未満を切り捨てとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、伯耆町役場内に設置する事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、協議会の設立総会の日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月15日から施行する。